

雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

愛知県知事 殿

【記入日】

令和7年 7月 1日

生徒が在学する 学校の名称	〇〇高等学校		
生徒の氏名	(かな) あいち	つばさ	
	愛知	翼	
生徒の生年月日	昭和・平成	21 年	4 月 2 日
離職した 保護者等の氏名	(かな) あいち	はなこ	
	愛知	花子	
雇用保険受給資格者証を提出できない事情 ●いずれかにレ印を付け、事情を詳細に記入してください。	☒ 雇用保険受給資格者証の発行ができません		
	(詳細) ・前職が公務員であったため ・前職で雇用保険に加入していなかったため 等		
	※特殊な事情により雇用保険受給資格者証がハローワークより発行されない場合、その事情を詳細に記入してください。未記入や、特殊事情がない場合(手続きをしていない等)は認められません。		
	☐ 雇用保険の手続き中です		
	(詳細)		
	受給資格決定日※1: 年 月 日 雇用保険受給者初回説明会: 年 月 日		

また、下記のとおり宣誓します。

- ☒ 私が離職した理由は、自己の責めに帰すべき理由によるものではなく、また、定年退職や期間満了による退職によるものでもありません。
- ☒ この事情書の記載内容は、事実と相違ありません。

内容を確認して必ず2か所ともチェックすること

※1 「受給資格決定日」とはハローワークで離職票の提出と求職の申込みを行った日です。